

令和8年7月13日
九州地方整備局

令和7年度の活動結果及び令和8年度の活動方針

～ 九州地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動について ～

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部（本部長 九州地方整備局長）では、平成19年度の設置以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところです。

今般、令和7年度の活動結果をとりまとめ、令和8年度の活動方針を決定しましたので、お知らせします。

I. 令和7年度活動結果（R7.7月～R8.6月）

※（ ）カッコ書きは令和6年度の件数等

1. 法令違反情報等の通報・相談受付状況：561件（559件） ※詳細は別紙1のとおり

- ☐ 「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に元請から下請への請負代金の不払いや法令違反等の疑義に関する通報・相談が寄せられた。
- ☐ 建設業の施工に際し、建設業の許可・技術者制度・施工体制関係・建設業の業種に関する相談が寄せられた。

2. 立入検査等の実施状況：170社（130社）

- ☐ **建設Gメン調査 社数：139社（84社）** ※詳細は別紙2参照
大臣許可業者 [81社（42社）]、知事許可業者 [44社（41社）]、その他 [14社（1社）]
発注者：21社、元請事業者：81社、下請事業者：37社
- ☐ **立入検査 社数：31社（44社）**
大臣許可業者 [31社（44社）]
- ☐ 立入検査等の結果、見積依頼・見積依頼書及び契約関係書類の記載内容の不備等の不適切な行為について指導監督を実施。

3. 監督処分・勧告の実施状況

営業停止：4社（0社） 指示処分：1社（2社） 勧告・文書指導等：73社（55社）

- ☐ 「公契約関係競売等妨害罪」「法人税及び地方法人税法違反」「建設業法に定める金額を超えて無許可業者と下請契約」「資格を有しない技術者の配置」により、4社に対して営業停止処分を実施。
- ☐ 「営業所専任技術者配置不備」により、1社に対して指示処分を実施。
- ☐ 「届出をしていない営業所での営業行為」等により、1社に対して勧告を実施。
- ☐ 「建設Gメン調査」により、72社に対して文書指導を実施。

4. 建設業法令遵守等の講習会開催及びガイドライン周知の状況：52回（31回）

- ☐ 建設業法令遵守等講習会に加え、改正建設業法の説明をはじめとする建設産業振興策に関する講習会を実施した。
- ☐ 新規許可業者に対して「建設業法令遵守ガイドラインの周知」を実施した。

II. 令和8年度活動方針

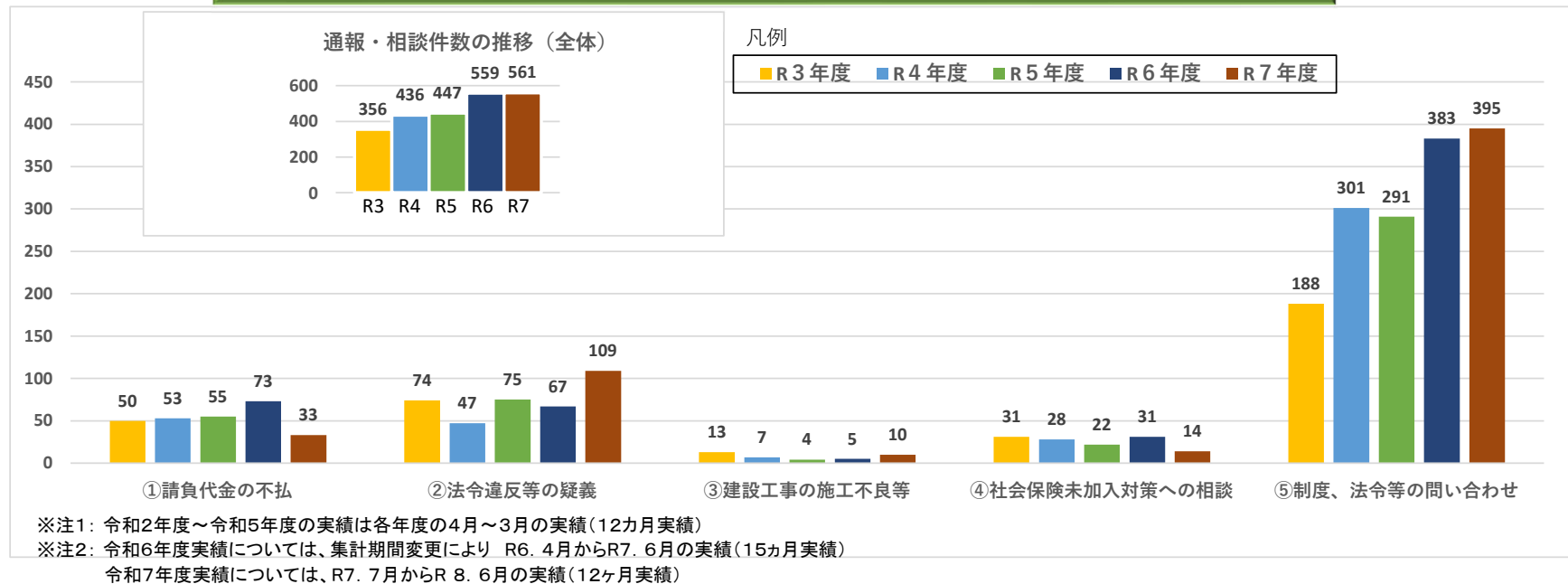
※詳細は別紙3参照

- ☐ 法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインや相談通報窓口である「駆け込みホットライン」の周知、建設Gメン調査や立入検査を通じた指導・監督など各種取組を継続していきます。
詳細については、別添を参照ください。

【 問い合わせ先 】 国土交通省 九州地方整備局 電話（直通） 092-409-4201
建政部 建設業適正契約推進官 緒方 寧（おがた やすし）
建設産業課 課長補佐 白濱 幸徳（しらはま ゆきのり）

推進本部に寄せられた通報・相談の件数

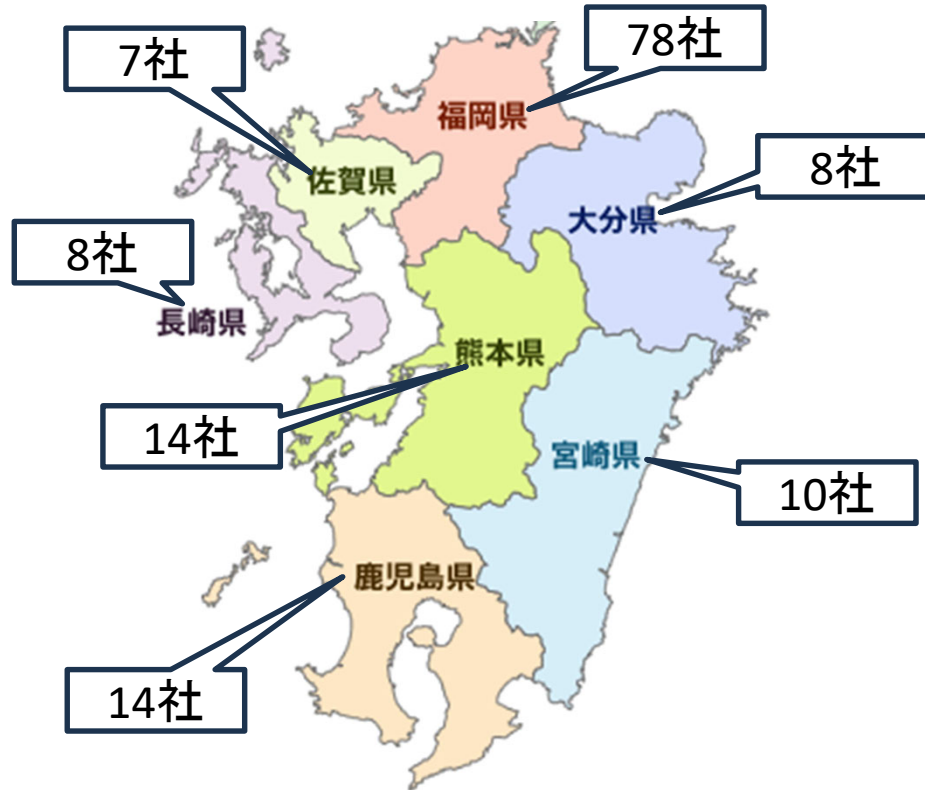
別紙 1



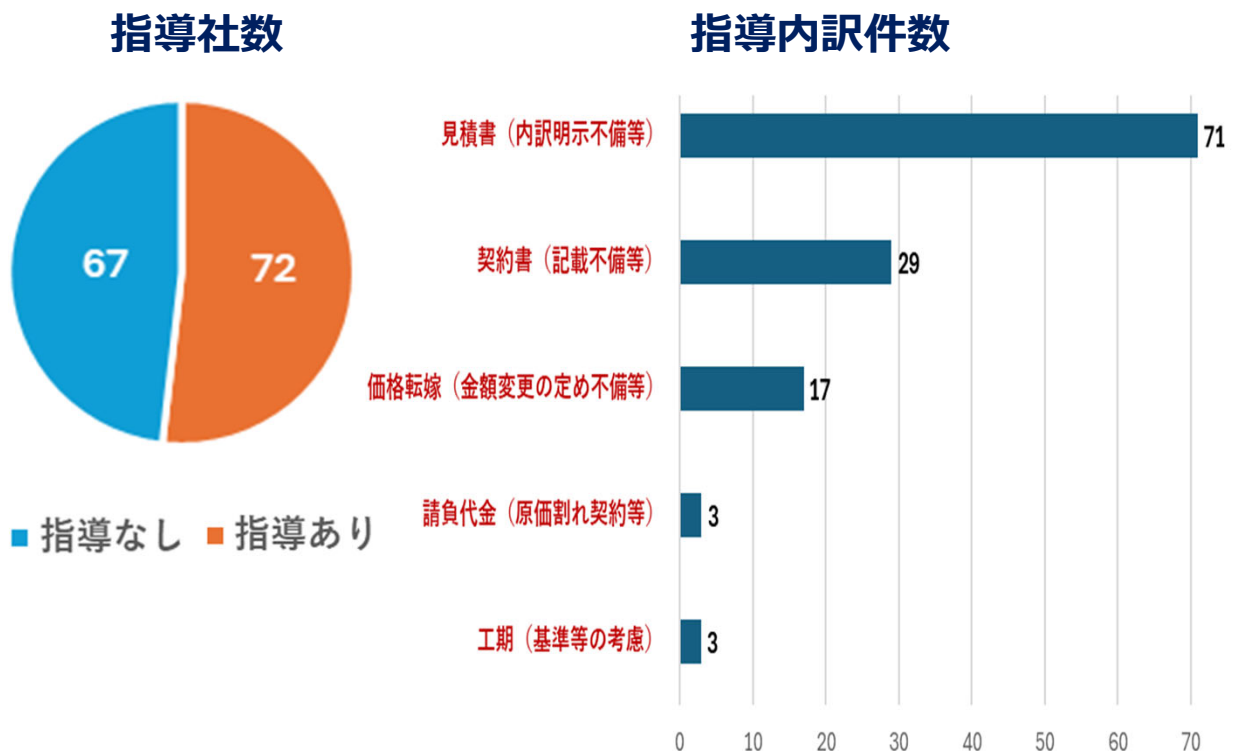
■各項目の分析結果 （対象期間：R7.7～R8.6）

①請負代金の不払	下請業者間の代金不払、支払遅延の相談が多く寄せられている。 口頭契約、契約書未作成による不払いの相談が多く、特に個人事業主、一人親方を含む2次の下請以降からの相談が多く寄せられている。
②法令違反等の疑義	無許可業者、特定建設業の許可、配置技術者の兼任、施工体制台帳の作成、契約書の記載事項等の相談が寄せられている。
③建設工事の施工不良等	各年増減があるものの一定数の通報が寄せられている。戸建住宅の施主から、受注業者とのトラブル相談等が寄せられている
④社会保険未加入対策への相談	各年増減はあるものの同程度の相談件数である。一人親方が加入すべき社会保険、法定福利費（見積書の記載方法）について相談が多く寄せられている。
⑤制度、法令等の問い合わせ	建設業の許可、技術者制度、施工体制関係、建設業の業種、支払期限に関する相談が多く寄せられている。

調査（139社）地域別内訳



指導内訳



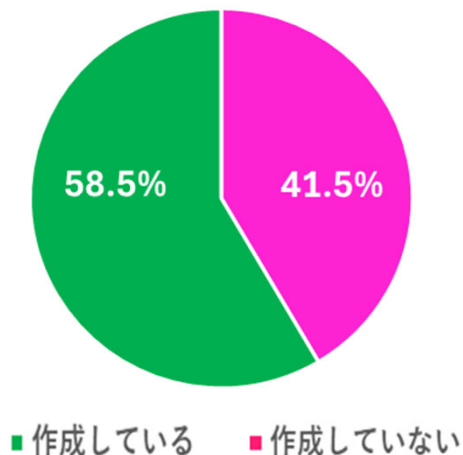
注） 1社で複数の項目で指導を受けた場合があるため、指導内訳件数の総数と指導あり社数と一致しません

<特に多い指導内容について>

見積に関する事項

材料費等記載見積書の作成

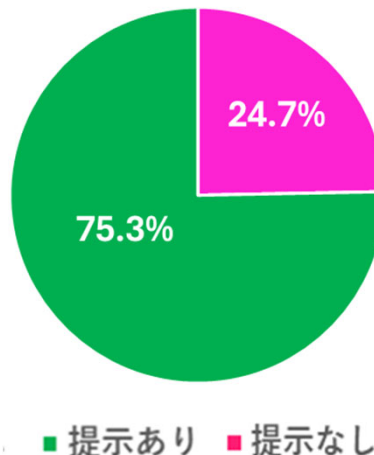
元請事業者又は下請事業者において、材料費、労務費等の適正な施工を確保するために必要不可欠な経費を内訳明示した材料費等記載見積書を作成していない【割合%表示】



材料費等記載見積書の利用がまだ進んでいない状況

見積条件の提示

元請事業者において、見積条件（追加工事、変更工事を行う場合の見積条件を含む。）の提示の際、下請契約の具体的内容が提示されていない【割合%表示】

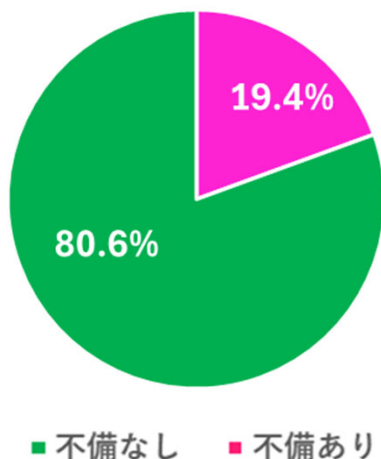


見積条件について、建設業法で定める記載すべき項目（14項目）を全てを網羅していないが一定数存在

契約書に関する事項

契約書の法定記載事項の不備

元請事業者及び下請事業者において、当初契約時の契約書について、法定記載事項の記載内容に不備がある【割合%表示】

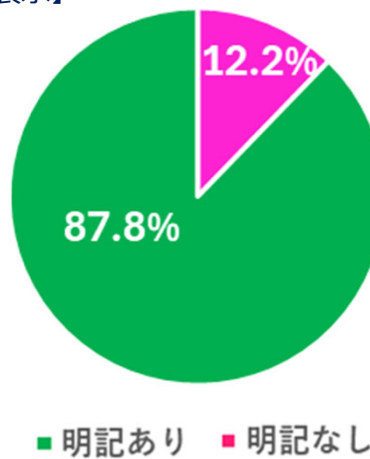


契約書について、建設業法で定める記載すべき項目（15項目）を全てを網羅していないものが一定数存在

価格転嫁に関する事項

価格転嫁の方法等の契約書への明記

元請事業者及び下請事業者において、資材価格の変動等による工事内容又は請負代金の変更、その額の算定方法が請負契約書に明記されていない【割合%表示】



資材価格の変動等による請負代金等の変更方法などが、契約書に記載がないものが一定数存在

建設Gメン調査における指導内訳

建設Gメン調査における「見積書」、「契約書」、「請負代金」、「工期」、「価格転嫁」の各調査項目で確認された事象、その原因、及びそれに対する指導の概要は以下のとおり

	確認された事象	主な原因	主な指導事項
見積書	・見積書を書面で作成していない ・見積書が材工1式の表示 ・法定福利費の内訳明示が無い ・見積条件について建設業法で定める記載すべき項目を全て網羅していない	・材料費等記載見積書を活用することが定着していない ・見積条件で記載すべき内容を知らない	・材料費等記載見積書を活用することを指導 ・ハンドブック等により見積条件として記載すべき項目を指導
契約書	・契約書を書面で作成していない ・着工前に契約締結していない ・契約書に建設業法で定める記載すべき項目を全て網羅していない	・当初契約及び変更契約における契約書作成が支払い時など事後に整理されている ・契約書に記載すべき内容を知らない	・工事着手前に書面による契約書作成を指導 ・最新の標準約款を活用するよう指導
請負代金	・受注者による原価割れ契約	・いわゆる「お得意様価格」での受注 ・閑散期における安値受注	・令和7年12月の法改正後は、発注者に加え、受注者も原価割れ契約は建設業法違反になる旨、指導
工期	・当初は4週8閉所の計画が、実工期は4週4閉所となった	・引渡時期の関係で工期延期ができなかった（受注者から発注者へ協議を行っていない）	・契約書条項に基づき、発注者へ工期延期の協議をすべき旨、指導
価格転嫁	・資材価格の変動等による契約変更や算定方法について、契約書に記載がない	・発注者優位の約款を使用させられている ・古い約款を使用しており、最新の標準約款への更新がなされていない	・標準約款に基づく契約を指導 ・最新の標準約款への更新を指導

令和8年7月13日

令和8年度 九州地方整備局建設業法令遵守推進本部 活動方針

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」や受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の策定・周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

現在、建設業を取り巻く環境は、「社会資本の整備・管理の担い手」とであるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を求められている一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けており、担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっている。

建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるよう、建設業法を含む関連法の一体改正として、いわゆる「第三次・担い手3法」が令和6年に成立し、令和7年12月から全面施行されたところである。

第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するためには、建設工事の請負契約に関わる全ての関係者において、法令遵守が徹底された取引が求められるところであり、建設工事の適正取引を推進してきた建設業法令遵守推進本部が果たす役割はますます重要となっている。

そのような背景を踏まえつつ、九州地方整備局建設業法令遵守推進本部において、下記及び別紙により法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

1. 法令違反疑義情報の収集

九州地方整備局に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「相談通報窓口」という。）は、相談窓口としての役割に加え、建設業法違反の疑義情報の通報窓口としての役割も担っている。

さらに相談通報窓口の機能を充実させるため、「駆け込みホットライン情報収集フォーム」を開設し、これまで以上に建設業法違反に関する情報提供等が行われやすい環境整備が図られた。

これまででも、建設業法違反の早期発見を図る観点から、相談通報窓口の周知を図っているところであるが、引き続き、建設業者に対する建設業許可通知書

や経営事項審査結果通知書などの送付の機会を捉えてリーフレットを同封するなど、その周知を図る。

また、相談通報窓口への通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けることがないように、秘密保持を徹底したうえで、調査等の方法を工夫するなど、通報者を保護するために必要な取り組みを行うとともに、以下の点に留意する。

- 建設業法第24条の5の「不利益取扱いの禁止」を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する重要性に鑑み、その後の通報者の取引状況を適時フォローする。
- 通報を端緒として元請負人に対して指導監督を行った事案について、その後の元請負人の改善状況を適時フォローする。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる建設業者、建設Gメンの調査等により法令違反のおそれが把握された建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施していく。

3. 関係機関との連携

- (1) 長時間労働の是正はもとより、週休2日などの休日の確保をはじめ、猛暑日の不稼働など適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していくため、引き続き、九州各県労働局や労働基準監督署が主催する「県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」へ参画するなど、建設業者や公共工事及び民間工事の発注者に対して、建設業法や労働関係法令を踏まえた適切な工期設定に関する周知啓発を連携して行う。
- (2) 公共発注者からの「労務費ダンピング調査」による情報提供について、建設Gメンの調査等の端緒として有効に活用することや、建設Gメンの調査等において、労働基準法をはじめとする労働関係法令や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）などに違反する疑いが確認された際は、労働基準監督署や公正取引委員会へ情報共有するなど、関係機関との連携を図る。
- (3) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、国土交通省と

九州各県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

4. 建設業取引適正化推進月間

11月を「建設業取引適正化推進月間」と位置付け、講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行い、引き続き建設業法の普及啓発に努める。また、建設Gメンについても当該月間を「集中月間」と位置づけ、より重点的に取り組みを行うものとする。

5. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元請下請間等に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。
- (2) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで建設業法の遵守徹底を求めていくとともに、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- (3) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (4) 「物資の流通の効率化に関する法律」における特定荷主等に関する手続き等の規定が本年4月から施行されており、建設業者が特定荷主として指定された場合に、中長期計画の作成や定期報告等の義務届出が設けられたことなど、建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度改正等があった場合、各種機会を捉えて必要な周知を行い、適切な対応を促す。
- (5) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。
- (6) 免税事業者である受注者との取引において消費税相当額を一方的に減額するなどした場合、建設業法や独占禁止法上問題となり得ることや、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知啓発等を行う。

別紙

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

建設Gメンは建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報を収集し、必要に応じて、情報収集内容を確認するための調査及び立入検査の実施やその結果に基づく指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行うことをその業務とする。

特に、現下の建設業を取り巻く現状を踏まえ、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するとともに、国民生活や社会経済を支える建設業の健全な発達をもって、地域社会の安全・安心の確保に寄与することを最重要目的として、請負契約の当事者に対して建設業法の遵守徹底を促し、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などから得られた情報を端緒とし、当該端緒情報を精査したうえで、その内容について詳細確認の必要性を判断する。

特に労働者の処遇改善や働き方改革の推進に影響を与える請負契約の法律違反の疑いについては、情報提供者及びその取引相手方に対して、建設業法第40条の4に関連した「建設工事の請負契約の締結の状況」の調査等を実施し、法に照らし合わせて不適正な取引行為が確認された場合は、適正取引を行うよう改善を促す指導、助言等を行うなど、重点的に取り組みを行う。

そのうえで、九州各県の知事許可業者については、不適正な取引行為の内容や程度を勘案し、許可行政庁による立入検査や指導監督が必要と判断した場合は、指導結果について当該県へ情報共有するなど、建設業法の遵守徹底が図られるために必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

建設Gメンは、建設工事における受注者と注文者の間で締結される請負契約に関して、主に以下の見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査し、不適正な取引が確認された際は、改善を促す指導等を行い、取引の適正化を図る。

なお、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引に

についても、建設工事の請負契約と同様、関係法令の遵守や適切な配慮を呼びかけていくものとする。

(1) 適正な請負代金・労務費の確保

受注者が作成した建設工事の見積書について、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書）と最終見積書（契約内容の明細を示す見積書）の額を比較し、減額が生じている場合、乖離状況や理由を踏まえ、「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」（令和8年1月5日 国不建推第76号）も参照し、その原因について確認を行う。

特に労務費は、「労務費に関する基準」において、通常必要と認められる労務費として示されている適切な職種の公共工事設計労務単価に、施工条件・作業内容等に照らして適切な歩掛を乗じる計算方法を踏まえ、適正な労務費の額を著しく下回る、またはそのおそれがある場合は、乖離状況や注文者の協議状況について確認を行う。

また、注文者と受注者の請負契約において、賃金・労務費の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する、いわゆるコミットメント条項を含めた契約書を取り交わしているにも関わらず、適正な労務費による見積りのやりとりとなっていないことが確認された場合、必要に応じてその履行状況の確認を行う。

(2) 適正な契約締結

契約書について、建設業法第19条に規定されている契約書記載事項が含まれた書面による取り交わしの指導を徹底し、特に労務費へのしわ寄せが生じることのないよう、資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑にするために必要となる契約変更方法の条項が記載されているか確認を行う。

また、(1)において通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る、またそのおそれがある見積りのやりとりが確認された場合、建設業法第19条の3の通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約となっているおそれがないか確認を行う。

(3) 適正な工期の設定

「工期に関する基準」を踏まえて、休日の確保や猛暑日の不稼働などが考慮されていることについて確認を行う。

特に休日が確保された工期とするうえで、4週8休などの現場閉所を条件とした工期設定や、労働基準法に抵触するような長時間労働とならない工

期設定となっていることの確認を行う。

また、労働基準監督署と連携が図られるよう、著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、必要な情報共有を行う。

(4) 適切な価格転嫁

(2) に示したとおり、契約変更方法の条項が含まれた契約書面の取り交わしの指導を徹底するとともに、受注者による契約締結前における資材価格の高騰等のおそれ情報の通知、受注者から注文者に対する変更協議の申し出、それを踏まえた注文者の協議対応などの各状況について確認を行う。

また、労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動とされている 12 の行動指針を周知のうえ、これらの行動を適切に採ることを求める。

(5) 適正な下請代金の支払い

注文者である元請負人による請負契約の支払いについて労務費相当部分の現金払いの配慮や、手形払いを行っている場合には手形の期間が 60 日を超える「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、銀行口座への振込手数料の取扱いについて、下請負人が負担することがないように、受託中小企業振興法に基づく振興基準を踏まえて改善を促す。

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、また指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。

また、九州各県の知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。

令和8年度 九州地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針概要

- 九州地方整備局建設業法令遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に設置。
- 建設Gメンは推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するため、請負契約に関する調査及び法令違反への指導を実施。

建設業法令遵守推進本部の活動

1. 法令違反疑義情報の収集

- 建設業法違反の相談通報窓口である駆け込みホットラインや建設業フォローアップ相談ダイヤルの周知を図る。
- 相談通報窓口への通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けないよう、秘密保持を徹底したうえで、調査等の方法を工夫するなど、通報者を保護するために必要な取り組みを行う。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

- 相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる建設業者、建設Gメンの調査等により法令違反のおそれが把握された建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施していく。

3. 関係機関との連携

- 建設業の働き方改革推進のため、県労働局や労基署と、建設業法や労働関係法令を踏まえた適切な工期設定の周知啓発を連携して行う。
- 公共発注者からの情報提供の活用や、労働関係法令や独占禁止法などの違反疑義が確認された際は、労基署や公取委との連携を図る。
- 情報共有や合同立入検査など県と連携・協力した対応を図る。

4. 建設業取引適正化推進月間

- 11月に講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行い、建設業法の普及啓発に努める。
- 建設Gメンについても当該月間を「集中月間」と位置づけ、より重点的に取り組みを行うものとする。

5. その他

- 建設工事の請負契約に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、周知を図る。
- 建設関係団体との情報・意見交換、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- 建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- 建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度の周知及び適切な対応を促す。
- 一人親方対策として、元請負人へ法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。
- 免税事業者との取引において、消費税相当額の一方的な減額を行わないことなど、十分な協議を行うよう周知啓発等を行う。

令和8年度の建設Gメンによる調査概要

(R8 九州地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針より)

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

- 建設Gメンは建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報収集、調査等の実施、指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行う。
- 特に、建設工事の請負契約の適正化により、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革の推進を最重要目的として、建設業法の遵守徹底、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

- 「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などの情報を基に、調査の必要性を判断する。
- 特に労働者の処遇改善や働き方改革に影響を与える請負契約の法律違反の疑いは、情報提供者及びその取引相手方へ調査等より不適正な取引が確認された場合、改善指導を行う。
- 九州各県の知事許可業者は、指導結果等を当該県へ情報共有など、必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

- 建設Gメンは、建設工事の請負契約に関して、主に見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査。

(1)適正な請負代金

- 見積のやりとりにおいて減額が生じている場合の乖離状況の確認
- 「労務費に関する基準」を踏まえて、労務費の状況を確認
- コミットメント条項を含めた契約は、適正な労務費による見積状況等の確認

(2)適正な契約締結

- 契約書の法定記載事項の確認
- 原価に満たない請負代金の有無を確認
- 資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑のために必要となる契約変更方法の条項が記載状況の確認

(3)適正な工期設定

- 「工期に関する基準」を踏まえて、休日確保等の考慮状況の確認。
- 著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、労基署へ必要な情報共有。

(4)適切な価格転嫁

- おそれ情報の通知、変更協議の申し出、注文者の協議対応などを確認。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知のうえ、指針に沿った行動を求める。

(5)適正な代金支払

- 労務費相当部分の現金払い、手形払いの場合の手形期間、手形の割引料等の負担状況の確認
- 銀行口座への振込手数料の負担状況を確認

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

- 建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、また指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。
- また、九州各県の知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに 建設業法違反はありませんか？



365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

！ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。



まずはチェック！

建設業相談窓口ナビ

[https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/
support-navi](https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi)



駆け込みホットライン
情報収集フォーム

[https://www.mlit.go.jp/form/index.php
?f=kakekomi-hl.html](https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html)

スマホ等
で可能



情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

詳細は裏面をご覧ください

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例

＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞

60日を超える「割引困難手形」で
下請代金が支払われた。

無許可業者と500万円以上の
下請契約を締結している。

著しく短い工期や原価割れの
契約を締結させられた。

営業所や工事現場に必要な
技術者が設置されていない。

見積書に記載した労務費などを
一方的に減額された。

書面契約を交わしてくれない。

一方的に請負代金や工期を決定
され、協議に応じてもらえない。



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- ✓ **建設業法違反疑義者情報 (必須)**
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- ✓ **建設業法違反疑義内容 (必須)**
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- ✓ **具体的な建設業法違反疑義内容について (必須)**
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- ✓ **工事情報 (任意)**
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- ✓ **関係資料 (任意)**
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。
まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

東京 TEL : 03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp
大阪 TEL : 06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp

第三次・担い手3法ポータルサイト <https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>



労務費に関する基準ポータルサイト <https://roumuhi.mlit.go.jp/>



建設業法令遵守ポータルサイト

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>



駆け込みホットライン情報収集フォーム

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html>

駆け込みホットライン情報収集フォーム

[ホーム](#) > [駆け込みホットライン情報収集フォーム](#)

建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます。

駆け込みホットラインに寄せられた情報のうち、建設業法違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施しに対応します。

また、許可行政庁が都道府県の場合等、必要に応じて各都道府県に情報共有させていただく場合がございます。通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。（匿名通報も可能です。）

調査の進捗状況や結果についてはお答えできませんので、ご理解をお願いします。



建設業相談窓口ナビ

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>

